2025年9月末日

保険期間の開始日が2025年10月1日以降契約の重要事項説明書等の訂正について

この度、保険期間の開始日が2025年10月1日以降の契約の重要事項説明書等において、治療・救援費用保険金の記載内容に誤りがあったため、その具体的な内容をお知らせいたします。

なお、保険金をお支払いする事由が生じた場合には、正しい内容に基づいて治療・救援費用保険金をお支払いさせていただきます。

１．誤った記載のあった説明文書
海外旅行保険の下記説明文書
(1) 重要事項説明書（申込書一体型に掲載分を含む）(2025/10/1始期～)
(2) 海外旅行保険 パンフレット別冊主な補償・特約のご説明（2025/10/1始期～)
(3) 海外旅行保険 安心ガイド（2025/10/1始期～)

２．治療・救援費用保険金の誤った記載の内容、正しい内容
次の「正誤表」のとおりとなります。
※ファミリープランにおいて、「付添者の旅行行程復帰・直接帰国費用」が補償される事由の範囲を「①から⑥まで」とすべきところ、「①から⑤まで」となっておりました。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
	誤	正
治療・救援費用保険金	（中略） ＜救援費用部分＞ 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ①～④省略 ⑤旅行行程中に搭乗中の航空機または船舶が行方不明または遭難した場合	（中略） ＜救援費用部分＞ 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ①～④省略 ⑤旅行行程中に搭乗中の航空機または船舶が行方不明または遭難した場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
	誤	正
	⑥旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 （中略） 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ＜救援費用部分＞ （中略） ・ファミリープランの場合、被保険者が前記＜救援費用部分＞の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（14 日分限度） （以下省略）	⑥旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 （中略） 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ＜救援費用部分＞ （中略） ・ファミリープランの場合、被保険者が前記＜救援費用部分＞の①から⑥までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（14 日分限度） （以下省略）

以上